

桶川市私道等寄附受納要綱

(平成4年2月1日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生活環境の向上と交通の安全性を確保するため、道路用地として私道、道路後退線部分等（以下「私道等」という。）についての寄附受納の基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第3号等及び第5号に規定する道路をいう。
- (2) 道路後退線 建築基準法第42条第2項に規定する境界線をいう。

(寄附受納基準)

第3条 寄附受納する私道等の基準は、交通の用に供し、安全性が確保されているもので、次の各号に該当するものとする。

- (1) 私道は、次に掲げる基準に該当するもの
 - ア 道路の起点及び終点が1.8m以上の幅員を有する公道に接続しているもの
 - イ 道路の幅員が、建築基準法第42条第1項第5号で指定されたものについては指定以上に、同項第3号に規定する道路については幅員が4m以上確保されているもの
 - ウ 道路上に交通の障害となる構築物、電柱等の占用物件がないもの
 - エ 道路の境界が境界杭とうで明確になっているもの
 - オ 道路の敷地が分筆登記され、抵当権等の設定がなく、所有権移転等の登記が速やかにできるもの

- (2) 道路後退線部分等は、境界が明確なもの

(寄附の申込等)

第4条 私道等を寄附しようとする者は、あらかじめ道路敷地寄附申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図写
- (3) 実測図
- (4) 土地登記簿謄本
- (5) 土地登記承諾書
- (6) 印鑑証明書
- (7) 隣接土地所有者の境界確認承諾書
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申込みがあったときは、速やかに調査し、可否を決定し、その結果を道路敷地受納結果通知書（様式第2号）により通知するものとする

（所有権移転等の手続）

第5条 所有権移転等の登記は、市が行うものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年2月1日から施行する。

様式1号（第4条関係）

道路敷地寄附申込書

年 月 日

桶川市長 小野克典

住所 _____

申請人 氏名 _____ ⑩

電話 _____

下記の土地を桶川市道路用地として寄附いたします。

土地の表示

所 在	地 番	地 目	地積 (㎡)	備 考

添付書類

- 1 案内図
- 2 公図写
- 3 実測図
- 4 土地登記簿謄本
- 5 土地登記承諾書
- 6 印鑑証明書（法人の場合は資格証明書等添付）
- 7 登記原因情報証明書
- 8 その他市長が必要と認めるもの

様式2号（第4条関係）

道路敷地受納結果通知書

年 月 日

様

桶川市長

年 月 日付で申請のあった下記の土地の道路敷地寄附申込について、寄附を受け入れることを決定しましたので通知します。

記

所 在	地 番	地 目	地 積